

広島市総合交通戦略協議会設置要綱

(目的)

第1条 広島市において、総合的かつ戦略的な交通施策を図り、もって魅力と活力があふれる都市の将来像実現のため、広島市総合交通戦略協議会〈以下「協議会」という。〉を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「広島市総合交通戦略」の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体及び関係機関に属する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、国等から必要な助言などを受けるためのオブザーバーを置く。

(会長)

第4条 協議会に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議〈以下「会議」という。〉は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島市道路交通局道路交通企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「広島市都市・地域総合交通戦略策定協議会設置要綱」（平成20年11月13日施行）は、廃止する。

広島市総合交通戦略協議会 構成員

〔平成30年8月17日現在〕

(委 員)

区 分	所属・職名	氏 名
学識経験者	広島大学大学院国際協力研究科 教授	藤原 章正
	福山市立大学都市経営学部 教授	渡邊 一成
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社広島支社 企画課担当課長	国政 稔己
	広島電鉄株式会社 交通政策本部 交通政策部長	古武家 雅光
	広島高速交通株式会社 総務部長	伊藤 博雅
	公益社団法人広島県バス協会 専務理事	西川 雅己
	一般社団法人広島県タクシー協会 専務理事	富田 直也
	公益社団法人広島県トラック協会 専務理事	岩本 和則
	広島県旅客船協会 専務理事	松山 生馬
市民その他	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 監事	原田 明
	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 事務局長	藤岡 信明
	公益社団法人広島消費者協会 副会長	川本 季子
	広島商工会議所 産業・地域振興部長	山田 昌徳
行政（国）	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 副所長	高口 敏弘
行政（県）	広島県地域政策局 地域力創造課長	山田 和孝
	広島県土木建築局 都市計画課長	菅島 章文
	広島県警察本部交通部 交通規制課長	山下 等
行政（市）	広島市道路交通局 次長	加藤 浩明

(オブザーバー)

区 分	所属・職名	氏 名
行政（国）	国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課長	辻野 満
	国土交通省中国運輸局交通政策部 交通企画課長	丹呉 允